

資源物集団回収指定回収者一覧表(令和8年1月23日現在)

- 回収地区や品目に関する詳細は、各事業者にご確認ください。
 - (※)回収形態”拠点”は集会所・公民館等の拠点で資源物を回収する方法です。
 - 団体側が直接持ち込む場合の事業者は記載しておりません。
 - 指定回収者は毎年変更となる可能性があります。この一覧表をご確認の上、掲載されている事業者から選択してください。万一、掲載のない事業者で集団回収を実施された場合、報償金支払いの対象外となりますので十分ご注意ください。